

## 2020年5月～6月総会 議決権行使指図結果

2020年5月～6月に株主総会が開催された国内企業のうち、当社の議決権行使の対象となった企業数は1,673社、議案数は17,350議案（会社提案：17,171議案、株主提案：179議案）でした。

当社では、「国内株式の議決権行使に関するガイドラインおよび議案判断基準」に基づき対象企業全ての議案を精査し、議決権を行使いたしました。議案種別行使指図結果は、以下の通りです。

### 議案種別行使指図結果

#### 1. 会社提案議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案数

		賛成	反対	棄権	白紙委任	合計
会社機関に関する議案	取締役の選解任	10,958	2,077	0	0	13,035
	監査役の選解任	1,559	314	0	0	1,873
	会計監査人の選解任	41	0	0	0	41
役員報酬に関する議案	役員報酬（*1）	546	38	0	0	584
	退任役員の退職慰労金の支給	0	111	0	0	111
資本政策に関する議案 （定款に関する議案を除く）	剰余金の処分	1,084	2	0	0	1,086
	組織再編関連（*2）	20	0	0	0	20
	買収防衛策の導入・更新・廃止	2	71	0	0	73
	その他 資本政策に関する議案（*3）	29	3	0	0	32
定款に関する議案		308	6	0	0	314
その他の議案		1	1	0	0	2
合計		14,548	2,623	0	0	17,171

（\*1）役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

（\*2）合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

（\*3）自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

#### 2. 株主提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

		賛成	反対	棄権	白紙委任	合計
合計		14	165	0	0	179

なお、以下のような会社提案に対して反対といたしました。

#### （1）取締役の選解任

- ・業績の低迷による株主価値毀損の責任があると判断した場合
- ・企業からの独立性が十分に確保されていない場合（社外取締役）

#### （2）監査役の選解任

- ・企業からの独立性が十分に確保されていない場合（社外監査役）

#### （3）役員報酬

- ・ストックオプションの付与対象者が、適切ではないと判断した場合

#### （4）買収防衛策の導入・更新・廃止

- ・経営者の忖意性を防ぐための仕組みが十分でない場合

(ご参考)

## 2019年7月～2020年6月総会 議決権行使指図結果

2019年7月～2020年6月に株主総会が開催された国内企業のうち、当社の議決権行使の対象となった企業数は2,351社、議案数は23,563議案（会社提案：23,357議案、株主提案：206議案）でした。

当社では、「国内株式の議決権行使に関するガイドラインおよび議案判断基準」に基づき対象企業全ての議案を精査し、議決権を行使いたしました。議案種別行使指図結果は、以下の通りです。

### 議案種別行使指図結果

#### 1. 会社提案議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案数

		賛成	反対	棄権	白紙委任	合計
会社機関に関する議案	取締役の選解任	14,930	2,697	0	0	17,627
	監査役の選解任	2,065	425	0	0	2,490
	会計監査人の選解任	63	0	0	0	63
役員報酬に関する議案	役員報酬（*1）	759	63	0	0	822
	退任役員の退職慰労金の支給	0	149	0	0	149
資本政策に関する議案 （定款に関する議案を除く）	剰余金の処分	1,498	7	0	0	1,505
	組織再編関連（*2）	40	0	0	0	40
	買収防衛策の導入・更新・廃止	11	85	0	0	96
	その他 資本政策に関する議案（*3）	65	4	0	0	69
定款に関する議案	481	13	0	0	494	
その他の議案	1	1	0	0	2	
合計		19,913	3,444	0	0	23,357

（\*1）役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

（\*2）合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

（\*3）自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

#### 2. 株主提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

		賛成	反対	棄権	白紙委任	合計
合計		22	184	0	0	206

なお、以下のような会社提案に対して反対といたしました。

#### （1）取締役の選解任

- ・業績の低迷による株主価値毀損の責任があると判断した場合
- ・企業からの独立性が十分に確保されていない場合（社外取締役）

#### （2）監査役の選解任

- ・企業からの独立性が十分に確保されていない場合（社外監査役）

#### （3）役員報酬

- ・ストックオプションの付与対象者が、適切ではないと判断した場合

#### （4）買収防衛策の導入・更新・廃止

- ・経営者の恣意性を防ぐための仕組みが十分でない場合